

令和3年6月28日

第 12 回

余市町農業委員会総会議事録

余市町農業委員会

1. 令和3年6月28日午後1時30分より、余市町役場301・302会議室において、第12回余市町農業委員会総会を余市町農業委員会会長 細山正己これを招集した。

2. 定刻までに参集した委員は次のとおりである。

議席番号	1番	村井貞治
〃	2番	中岡博晃
〃	3番	片山裕
〃	4番	野呂栄二
〃	5番	村尾哲郎
〃	6番	土居義和
〃	7番	川合一
〃	8番	井川和彦
〃	9番	落雅美
〃	10番	石岡渡
〃	11番	有田均
〃	12番	曾我貴彦
〃	13番	山本秀弘
〃	14番	金子秋雄
〃	15番	坂本政隆
〃	16番	細山正己

3. 本日、この会議に参加したる者の職・氏名は次のとおりである。

余市町農業委員会	事務局	長	濱川龍一
	庶務係	主任	松原厚子
	農地係	主事	篠原司

4. 本日の日程は、次のとおりである。

議事録署名委員の指名

報告第1号 余市町農業委員会事務局職員の任免について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 余市町農地移動適正化あっせん基準の変更について

- (開会宣言の時刻午後1時30分)
- 議長 定刻になりましたので、ただ今から第12回余市町農業委員会総会を開会いたします。
- ただ今の出席委員は、16名、全員であります。
- よって過半数に達しましたので、余市町農業委員会会議規則第10条の規定により総会は成立いたしました。
- 本総会の傍聴について、ご報告いたします。
- 本会会議規則第30条の規定に基づき、報道関係者を除く一般傍聴人を10名に制限することをご報告いたします。
- 本総会に付議する案件は、報告1件、議案4件であります。
- それでは、日程に入らせていただきます。
- はじめに、議事録署名委員の指名についてをお諮りいたします。
- 一 同 議長指名
- 議長 議長指名ということですので、私の方から指名させていただきます。
- 4番・野呂委員、11番・有田委員のご両名にお願い申し上げます。
- それでは、案件の審議に入ります。
- 濱川局長 ただ今、上程されました、報告第1号につきまして朗読説明させていただきます。
- 報告第1号 余市町農業委員会事務局職員の任免について。
- 令和3年6月1日付余市町人事異動に伴い、余市町農業委員会事務局職員を次のとおり、任免発令したので報告する。
- 令和3年6月28日提出、余市町農業委員会会長 細山正己。
- 記といたしまして、職氏名、篠原司、農業委員会発令事項、余市町農業委員会事務局職員に任命する。主事を命ずる。農地係に配置する。
- 以上でございます。
- 議長 事務局からの内容説明が終わりましたので、特に質問等がございましたら承りたいと思います。
- 一 同 異議なし
- 議長 ご異議が無いようですので、報告第1号につきましては、報告のとおり承認いたします。
- 次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題に供します。
- 番外から内容説明をいたさせます。
- 濱川局長 議長、番外

14ページをお開き願います。

農用地利用集積計画作成にかかる協議経過報告書でございます。

15ページをお開き願います。

申出地は、■■■■■■■■沿線の色塗り部分となっております。

16ページをお開き願います。

農用地利用集積計画作成に係る農業経営基盤強化促進法第18条第3項確認書でございます。

以上1件の申出でございます。

農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号に該当する必要があるため、当該申し出により作成された計画内容は、要件を満たしているものと考えます。

各委員におかれましては、議案第3号につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 事務局からの内容説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
議案第3号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一同 異議なし

議長 ご異議がないようですので、議案第3号につきましては、提案のとおり可
と決定いたします。

次に、議案第4号 余市町農地移動適正化あっせん基準の変更についてを
議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

濱川局長 議長、番外

議長 はい、番外

濱川局長 ただ今、上程されました、議案第4号につきまして朗読説明させていただきます。

議案第4号 余市町農地移動適正化あっせん基準の変更について。

このことについて、別紙のとおりあっせん基準を変更したいので、本会に
付議する。

令和3年6月28日提出、余市町農業委員会会長 細山正己。

18ページをお開き願います。

本改正案については、北海道農地移動適正化あっせん事業実施要領等の改正
を受けまして、当該基準の改正、文言等の整理を行うものであります。

長文であることからお手元に参考資料として配付しました新旧対照表を用
いて主な改正点のご説明をさせていただきます。

余市町農地移動適正化あっせん基準の一部改正新旧対照表としまして、右

欄、旧、第3、農用地等の権利を取得させるべき者及び要件、1、農用地等の権利取得をさせるべき者の(2)の中、下線を引いております及び農地利用集積円滑化団体(以下「農地中間管理機構等」という)を削除するもので、団体の廃止に伴う改正でございます。

次に、同じく右欄、旧、第4、農用地等の権利を取得させるべき者に対するあっせんの順位、1、農業を営む者を第1順位としてあっせんする。この場合の中、下線を引いております、地域の中心となる経営体(農地中間管理事業の推進に関する法律第26条第1項の規定による地域の農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者をいう。)を左欄、認定就農者(同法第14条の4第1項の規定により認定を受けた者をいう。)に変更するものでございます。

2ページをお開き願います。

次に、同じく右欄、旧、第5、農用地の権利を取得させるべき農業を営む者が2人以上いる場合のあっせん順位、2、農業振興地域整備計画、経営体育成支援計画等において、とありますが、経営体育成支援計画を削除するものでございます。

同じく、第6、右欄、農業振興施策関連の特別あっせん基準内の経営体育成支援事業を削除するものでございます。

次に、同じく右欄、旧、第8、あっせん手続き、1の内、農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業)の活用を促すこととし、申出者が農業委員会のあっせんを希望した場合においてあっせんを行うを、左欄、農地中間管理事業の活用について、申出者の同意を得た上で農地中間管理機構と農地中間管理事業による農地等の借受け又は貸付けの調整を行うこととし、申出者の同意が得られない場合において農業委員会によるあっせんを行うに変更するものでございます。

また、7の内、農業委員の中からあっせん委員2名の人数を1名に変更するものでございます。

最後に、第12、あっせんによる価格と第13、その他必要事項につきまして、北海道農地移動適正化あっせん事業実施要領等との関連から追加するものでございます。

以上が余市町農地移動適正化あっせん基準の改正内容でございます。

よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、本改正案は総会にてご決定をいただきましたら、北海道知事に対して認可申請を行うものであることを申し添えます。

議 長 事務局からの内容説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議案第4号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、議案第4号につきましては、原案のとおり可
と決定し、北海道知事に認可を求めます。

以上、本日もご提案申し上げました案件は、全て終了いたしましたので、こ
れをもちまして第12回総会を閉会いたします。

(閉会宣言の時刻 午後1時52分)

(本会議所要時間 17分)

この議事録は相違ないことを認め、署名する。

議 長 余市町農業委員会 会 長

議事録署名委員 余市町農業委員 4番

議事録署名委員 余市町農業委員 11番